

会計管理者が保管する公金の管理に関する基本方針

(目的)

第1 この基本方針は、県公金のより確実かつ有利で効率的な管理を図るため、会計管理者が保管する公金の取扱について定めることを目的とする。

(対象となる公金)

第2 この基本方針の対象となる公金は、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金（いずれも企業会計に係るものを除く。）とする。

(保管方針)

第3 公金は「安全性」を最優先し、次いで「流動性」を確保した上で、「効率性」に配慮して保管する。

(保管方法)

第4 公金は、原則として年度を単位とし、指定金融機関その他の金融機関への預金により保管する。

また、必要があるときは、国債等元利償還の確実な債券又は元本の償還及び利息の支払いが確実な債券の売戻条件付売買取引（以下「買い現先」という。）により保管することができる。

預金、債券及び買い現先の取扱は次による。

1 預金

(1) 公金は、指定金融機関への預金を原則とする。

なお、公金のうち基金に属する現金について、県債借入金等との相殺可能な金額を超えて預金する場合には、全額保護される預金を活用する。

(2) 指定金融機関以外の金融機関へ預金する必要がある場合には、県債借入金等の存する金融機関に対し、当該借入金等と相殺可能な金額の範囲内で預金する。なお、やむを得ず相殺可能な金額を超えて預金する必要がある場合には、全額保護される預金を活用する。

2 債券

公金の保管手段として用いる債券は、国債（国庫短期証券を含む。）、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債（金融庁に登録を受けた信用格付け会社において、国債と同等の格付けをされているものに限る。）の範囲とする。

3 買い現先

(1) 買い現先は、債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則（平成4年7月30日付け日本証券業協会規則）第4条に規定する「債券等の現先取引に関する基本契約書」に基づき行う。

(2) 個別の買い現先における対象債券は、国庫短期証券とする。

(3) 取引期間は、概ね7日以内とする。

(保管計画)

第5 公金の保管は次により計画的に行う。

1 歳計現金及び歳入歳出外現金

福島県財務規則及び福島県資金管理要綱（平成5年3月11日付け出納長通知）の定めるところにより、資金管理計画を定めて行う。

2 基金に属する現金

福島県財務規則の定めるところにより、各基金管理権者が策定する基金管理計画の通知に基づき、保管計画を定めて行う。

(安全性の確保)

第6 公金の預金先金融機関については、常に経営情報等の収集と分析に努めるとともに、関係部局と連携して預金の安全性を確保する。

附則

この方針は、平成14年3月26日から施行する。

この方針は、平成15年3月20日から施行する。(改正)

この方針は、平成20年7月31日から施行する。(改正)

この方針は、平成25年7月26日から施行する。(改正)

この方針は、平成28年3月8日から施行する。(改正)

この方針は、平成30年1月29日から施行する。(改正)